



任意継続のご案内

在職時の健康保険証が使えるのは**退職日まで**です。
退職後はご自身で健康保険への加入手続きが必要です。

Q1 退職後の健康保険にはどのような種類がありますか？

A1 国民健康保険 協会けんぽの任意継続 ご家族の健康保険(被扶養者) があります。

それぞれの手続き先と加入条件をご確認ください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの 協会けんぽ都道府県支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課にお問い合わせください。	退職日までに被保険者期間が 継続して 2か月以上 あること。 退職日の翌日から 20日以内 に 加入手続きを行うこと。(郵送の 場合は必着です。)	ご家族が加入している 健康保険の扶養の条件を 満たす必要があります。 詳細は、ご家族の勤務先 にお問い合わせください。

Q2 国民健康保険と協会けんぽの任意継続では、どちらの保険料が安いですか？

A2 保険料の算出方法が異なります。**必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。**

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続
保険料の 算出方法	前年の所得や世帯人数などに応じて 決定され、毎年見直しが行われます。 保険料の減免制度については、 お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課にお問い合わせ ください。 任意継続よりも保険料が安くなる 場合があります。	退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。 退職時の 標準報酬月額 (2年間変わりません。) × お住まいの 都道府県 保険料率 (変更となる場合が あります。) = 1か月分の 保険料 (上限があります。) - 退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。(上限あり) 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 - 保険料の減免制度はありません。

※ ご家族の勤務先の健康保険(被扶養者)に加入した場合、保険料の負担は原則ありません。

Q3 家族を扶養に入れたいのですが必要書類はありますか？

A3 扶養家族の要件を満たしているか確認するために、**身分関係および生計維持関係の確認できる書類の添付が必要**です。（詳細は「任意継続資格取得申出書 記入の手引き」をご確認ください。）
なお、在職時から引き続いて任意継続の扶養家族になる場合は、**身分関係確認書類は省略**できます。
また、**申請書に扶養家族のマイナンバーの記入が必要**ですので、記入漏れのないようご注意ください。

Q4 保険料はどのように納めるのですか？

A4 ①口座振替による毎月納付、②納付書による毎月納付、③前納による納付（納付書のみ）があります。

① 口座振替による毎月納付

ご指定の口座から、毎月1日（1日が土、日、祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。
任意継続の健康保険証がお手元に届いてから別途お手続きください。（「任意継続資格取得申出書」の納付方法「1：口座振替」を選択した方には、健康保険証送付時に「口座振替依頼書」を同封しています。）
手続きが完了いたしましたら、口座振替の開始年月をお知らせのご案内をお送りいたします。
口座振替が開始されるまでは納付書にて納付が必要です。（納め忘れにご注意ください。）

② 納付書による毎月納付

毎月納付書をお送りします。毎月10日（10日が土、日、祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。
納付期限を過ぎると資格喪失となりますので注意してください。（Q9およびA9をご参照ください。）

③ 前納による納付（納付書のみ）

一定期間分を一括して先に納付することで、一定額が割引され、納め忘れを防ぐことができます。
前納できる期間とその納付期限については次のとおりです。

6か月前納	・4月分から9月分までの6か月間（納付期限は3月末日） ・10月分から翌年3月分までの6か月間（納付期限は9月末日）
12か月前納	・4月分から翌年3月分までの12か月間（納付期限は3月末日）

※ 年度の途中で加入した場合は、加入月の翌月から9月分まで、または翌年3月分までの前納が可能です。
加入月は前納とはなりませんので、ご注意ください。前納の納付期限は資格取得月の月末です。

Q5 何月分から保険料の納付が必要ですか？

A5 任意継続の保険料は加入した月分から納付が必要です。退職日の翌日（資格喪失日）から加入となり、**日割り計算はしません**。そのため、**初回に複数月分の納付書をお送りする**場合がありますが、すべて納付していただく必要があります。（納付期限内に納付がなかった場合は、任意継続の資格が取り消しとなります。）

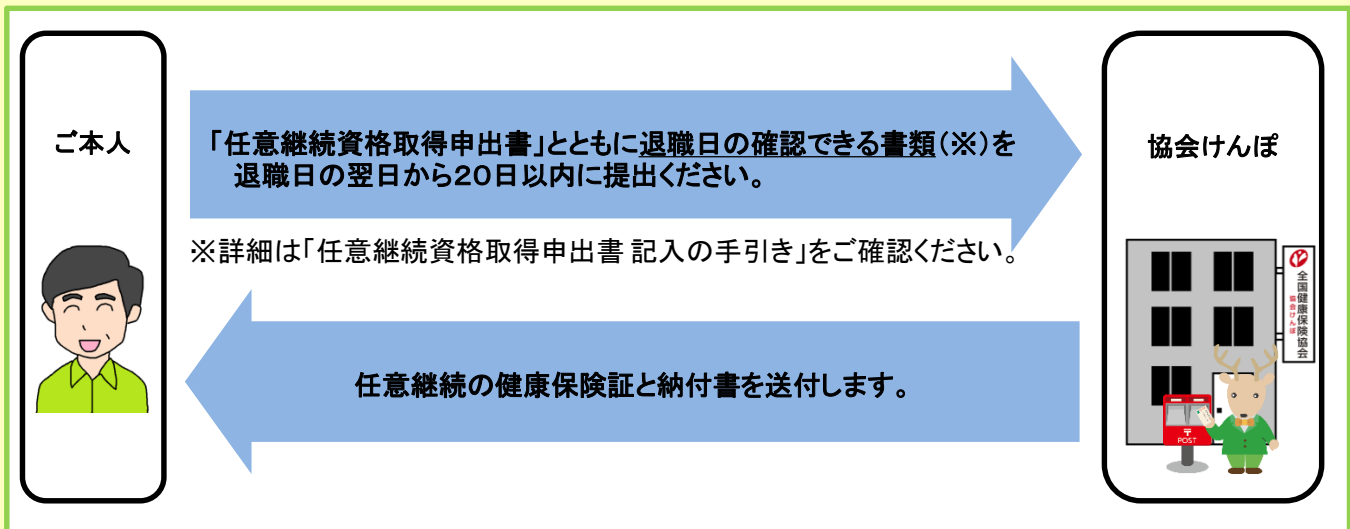
Q6 最後の給与から保険料が引かれていますが二重払いではありませんか？

A6 給与から控除されていた保険料は、「前月分」である可能性があります。事業所により控除の仕方が異なりますので、保険料の詳細(内訳)については、お勤めされていた事業所へご確認ください。

Q7 健康保険証はいつごろ届きますか？

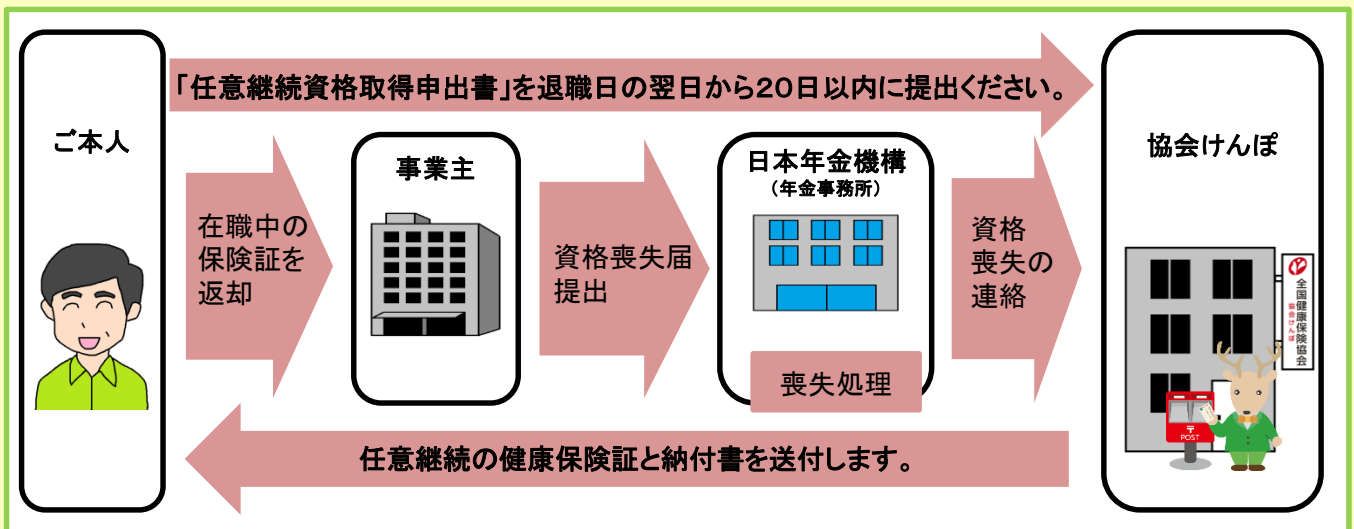
A7 下記2点の申請方法により健康保険証の発行時期が異なります。

①退職日の確認できる書類を添付した場合 通常、受付から1～2週間ほどかかります。



事業主または公的機関の証明書類で退職日を確認し、任意継続の健康保険証を作成します。

②退職日の確認できる書類を添付しない場合 通常、受付から2～3週間ほどかかります。



事業主より日本年金機構(年金事務所)に提出された「資格喪失届」の事務処理が、日本年金機構で完了したことを確認した後に、任意継続の健康保険証を作成します。

Q8 健康保険証が届くまでの間に病院に行きたいのですが？

A8 医療機関の窓口で、一旦医療費の全額をご負担いただく場合があります。全額ご負担いただいた場合は、後日「療養費支給申請書」に全額支払った領収証と医療機関が発行した診療明細書を添えて、協会けんぽにご申請ください。健康保険負担分(7～8割)の払い戻しをいたします。なお、健康保険証の到着後、医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、まずは受診される医療機関へご相談ください。

Q9 どのような場合に任意継続の資格を喪失しますか？

A9 被保険者が次のいずれかに該当したときのみ資格を喪失します。

- ①就職など新たに健康保険等の被保険者の資格を取得したとき（届出が必要です）
- ②後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき（届出が必要です）
- ③任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき（届出が必要です）
- ④保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ⑤任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ⑥被保険者の方が死亡したとき

【注意】

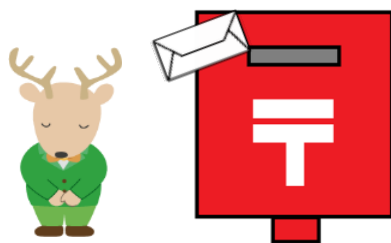
※①、②、③に該当するときは、「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出してください。

なお、③は、届出受付月の翌月1日に資格を喪失することとなります。

※④、⑤に該当するときは、「資格喪失通知書」と「返信用封筒(健康保険証等返却用)」をご自宅に送付いたしますので、健康保険証等の返却をお願いいたします。

※⑥に該当するときは、「埋葬料(費)支給申請書」に健康保険証等を添付してご提出いただくことにより、資格喪失手続きを行います。

資格喪失日以降は、健康保険証は使用できません。資格喪失日以降に健康保険証を使用(受診)した場合、医療費の保険負担分を全額返納していただくこととなりますので、ご注意ください。



任意継続の申請書類は、 郵便でご提出いただけます。

お客様の利便性の向上と事務処理の迅速化を図るため、郵便でのご提出にご協力ください。

<お問い合わせ先>



〒630-8535 奈良県奈良市大宮町7丁目1-33 奈良センタービル4階
☎ 0742-30-3700 (音声案内〔1〕) 平日 8:30~17:15 (駐車場はありません)

協会けんぽ

検索

